

所管部課	健幸いきいき部健康推進課	部長	川口 荘一		
件名	東大和市出産・子育て応援事業実施要綱の一部を改正する要綱について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市出産・子育て応援事業実施要綱について、本事業を行うための必要な事項を一部改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>① 東京都が令和5年度から実施する東京都出産・応援事業による5万円給付を出産後の子育て応援ギフトの中に追加</p> <p>② 流産又は死産、あるいは出生後の児童の死亡の場合について、現金による給付が可能となる旨を追加</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日（令和5年3月1日から適用）</p> <p>(3) 影響及び効果 この要綱に基づく事業の実施により、出産・子育てに係る支援の充実が図られる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和4年10月28日 出産・子育て応援交付金事業の閣議決定</p> <p>12月 2日 出産・子育て応援交付金事業の第2次補正予算可決（国）</p> <p>12月26日 出産・子育て応援交付金事業に係る実施要綱制定（国）</p> <p>令和5年 2月22日 令和4年度一般会計第10号補正予算（2月補正）にて計上</p> <p>3月 1日 東大和市出産・子育て応援事業実施要綱制定</p> <p>3月20日 令和4年度一般会計第11号補正予算（2月追加補正）にて計上</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに要綱の一部改正の手続を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。